

## FX クリアリング取引に関する業務規程の特例

### 第1章 総則

#### (目的)

- 第1条 この特例は、FX クリアリング取引について、業務規程の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、業務規程に定めるところによるものとする。
  - 3 第2章の変更は、自主規制委員会の同意を経て行う。

#### (用語の意義)

第2条 この特例において、下記の用語の意義は、業務規程第3条各号に規定する金融指標等についてこれを使用する場合を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 売付取引とは、本取引所が定める基準及び方法により、現実の金融指標の数値が当該金融指標の約定数値を下回ったときに、業務方法書に定めるスワップポイントの数を除くFX クリアリング差金の数値が正の数となり、上回ったときに負の数となるFX クリアリング取引をいう。
- (2) 買付取引とは、本取引所が定める基準及び方法により、現実の金融指標の数値が当該金融指標の約定数値を上回ったときに、業務方法書に定めるスワップポイントの数を除くFX クリアリング差金の数値が正の数となり、下回ったときに負の数となるFX クリアリング取引をいう。
- (3) 呼び値とは、FX クリアリング取引を成立させるためになす価格の意思表示をいう。
- (4) 休業日とは、第7条第1項各号に規定する日をいう。
- (5) 営業日とは、第8条に規定する日をいう。
- (6) 取引日とは、第9条に規定する日をいう。
- (7) 付合せとは、第11条に規定する、個別競争取引によらない、FX 取引参加者又はLP 取引参加者のなす呼び値と、当該取引参加者がそれぞれ相手方として指定するLP 取引参加者又はFX 取引参加者のなす当該呼び値と対当する呼び値との付合せをいう。
- (8) 付合せ時間帯とは、第5条第1項又は第2項に規定する、呼び値の受付時間帯をいう。
- (9) 対円取引とは、特定の外国通貨一単位又は複数単位当たりの日本円相当額から算出する金融指標を取引の対象とするFX クリアリング取引をいう。
- (10) クロスカレンシー取引とは、基準とする特定の外国通貨一単位当たりのこれと異なる外国通貨相当額から算出する金融指標を取引の対象とするFX クリアリング取引をいう。
- (11) 基準通貨とは、クロスカレンシー取引について、金融指標の算出において基準となる通貨をいう。
- (12) 計算通貨とは、クロスカレンシー取引について、金融指標の算出において基準通貨でな

い通貨をいう。

## 第2章 FX クリアリング取引の種類及び限日取引等

### (FX クリアリング取引の種類及び金融指標)

第3条 対円取引の対象とする金融指標及びFX クリアリング取引の種類は、次に定めるものとする。

- (1) アメリカ合衆国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「米ドル・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (2) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「ユーロ・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (3) 連合王国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「英ポンド・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (4) オーストラリア連邦通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「豪ドル・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (5) スイス連邦通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「スイスフラン・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (6) カナダ通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「カナダドル・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (7) ニュージーランド通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「NZ ドル・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (8) 南アフリカ共和国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「南アランド・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (9) トルコ共和国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「トルコリラ・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (10) ノルウェー王国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「ノルウェークローネ・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (11) 香港特別行政区通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「香港ドル・日本円FX クリアリング取引」という。）
- (12) スウェーデン王国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係るFX クリアリング取引を「スウェーデンクローナ・日本円FX クリアリン

グ取引」という。)

(13) メキシコ合衆国通貨一単位当たりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「メキシコペソ・日本円 FX クリアリング取引」という。)

(14) シンガポール共和国通貨一単位当たりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「シンガポールドル・日本円 FX クリアリング取引」という。)

(15) オフショア中華人民共和国通貨一単位当たりの日本円相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「オフショア中国人民元・日本円 FX クリアリング取引」という。)

2 クロスカレンシー取引の対象とする金融指標及び FX クリアリング取引の種類は、次に定めるものとする。

(1) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりのアメリカ合衆国通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「ユーロ・米ドル FX クリアリング取引」という。)

(2) 連合王国通貨一単位当たりのアメリカ合衆国通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「英ポンド・米ドル FX クリアリング取引」という。)

(3) 連合王国通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「英ポンド・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)

(4) アメリカ合衆国通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「米ドル・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)

(5) アメリカ合衆国通貨一単位当たりのカナダ通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「米ドル・カナダドル FX クリアリング取引」という。)

(6) オーストラリア連邦通貨一単位当たりのアメリカ合衆国通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「豪ドル・米ドル FX クリアリング取引」という。)

(7) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「ユーロ・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)

(8) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりの連合王国通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「ユーロ・英ポンド FX クリアリング取引」という。)

(9) ニューゼaland通貨一単位当たりのアメリカ合衆国通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「NZ ドル・米ドル FX クリアリング取

引」という。)

- (10) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりのオーストラリア連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「ユーロ・豪ドル FX クリアリング取引」という。)
- (11) 連合王国通貨一単位当たりのオーストラリア連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「英ポンド・豪ドル FX クリアリング取引」という。)
- (12) オーストラリア連邦通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「豪ドル・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)
- (13) オーストラリア連邦通貨一単位当たりのニュージーランド通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引」という。)
- (14) ニュージーランド通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)
- (15) オーストラリア連邦通貨一単位当たりのカナダ通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「豪ドル・カナダドル FX クリアリング取引」という。)
- (16) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりのカナダ通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「ユーロ・カナダドル FX クリアリング取引」という。)
- (17) カナダ通貨一単位当たりのスイス連邦通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「カナダドル・スイスフラン FX クリアリング取引」という。)
- (18) アメリカ合衆国通貨一単位当たりの香港特別行政区通貨相当額から算出する金融指標（以下、当該金融指標に係る FX クリアリング取引を「米ドル・香港ドル FX クリアリング取引」という。)

#### **(限日取引)**

第4条 FX クリアリング取引は、一取引日の付合せ時間帯において成立し、又は一取引日の前取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバー（業務方法書第90条の27に定める「ロールオーバー」をいう。以下、この特例において同じ。）により発生し、当該一取引日の付合せ時間帯終了時の業務方法書第90条の30第2項に規定する一括転売・買戻しにより消滅する限日取引とする。

2 前項の規定により消滅した建玉に係る決済期日は、建玉が消滅した取引日の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本取引所は各限日取引の決済期日を臨時に定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を FX クリアリング取引参加者に通知する。

### 第3章 FX クリアリング取引の取引所における付合せ

#### (FX クリアリング取引の付合せ時間帯)

第5条 FX クリアリング取引に係る付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。

- (1) 月曜日

午前7時00分から翌暦日の午前7時00分までとする(アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前7時00分から翌暦日の午前6時00分までとする。)

- (2) 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

午前7時00分から翌暦日の午前7時00分までとする(アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前6時00分から翌暦日の午前6時00分までとする。)

- 2 前項の規定にかかわらず、NZ ドル・日本円 FX クリアリング取引、NZ ドル・米ドル FX クリアリング取引、豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引及び NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引に係る付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。

- (1) 月曜日

午前7時00分から翌暦日の午前7時00分までとする(アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前7時00分から翌暦日の午前6時00分までとする。)

- (2) 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

午前4時00分(ニュージーランドが夏時間適用時については午前3時00分)から翌暦日の午前7時00分(アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については翌暦日の午前6時00分)までとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、本取引所は、FX クリアリング取引参加者から呼び値の取消を本取引所が別に定めるところにより受け付けることができるものとする。
- 4 本取引所は、必要があると認めるときは、付合せ時間帯を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を FX クリアリング取引参加者に通知する。

#### (呼び値の臨時受付)

第6条 本取引所は、FX クリアリング取引参加者の市場施設(取引参加者規程第15条第3項に規定する市場施設をいう。)の利用に支障が生じたこと、呼び値の提示に係る事務に遅延が生じたことその他やむを得ない事由により、前条第1項又は第2項に規定する付合せ時間帯の終了後に FX クリアリング取引参加者が呼び値をなすこととなった場合、臨時に当該呼び値を受け付けることができる。

**(休業日等)**

第7条 本取引所のFXクリアリング取引に係る休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 1月1日

2 本取引所は、必要があると認めるときは、FXクリアリング取引に係る臨時休業日を定めることができる。

3 休業日及び臨時休業日におけるFXクリアリング取引の付合せは行わない。ただし、当該休業日又は当該臨時休業日の前日が営業日であるときの第5条第1項又は第2項の付合せ時間帯は除く。

**(営業日)**

第8条 本取引所のFXクリアリング取引に係る金融商品市場の営業日は、前条に規定する休業日及び臨時休業日を除く日とする。

**(取引日)**

第9条 本取引所のFXクリアリング取引の取引日は、本取引所の一営業日に開始される付合せ時間帯の開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいう。

**(臨時停止、臨時挙行の通知)**

第10条 本取引所は、臨時休業日又はFXクリアリング取引に係る付合せの臨時停止を定めたときは、あらかじめその旨をFXクリアリング取引参加者に通知し、付合せの臨時挙行を定めたときは、その2営業日前までに、その旨をFXクリアリング取引参加者に通知する。

**第4章 FXクリアリング取引の成立方法等**

**(バイラテラル方式における取引の成立)**

第11条 本取引所の市場におけるFXクリアリング取引は、バイラテラル方式を原則とする。

2 前項のバイラテラル方式を原則とするFXクリアリング取引は、FX取引参加者又はLP取引参加者のなす自己の計算に基づく売呼び値若しくは買呼び値のいずれか一方の呼び値と、当該

FX 取引参加者又は LP 取引参加者がそれぞれ相手方として指定する LP 取引参加者又は FX 取引参加者のなす当該呼び値と対当する自己の計算に基づく呼び値とが合致したときに、個別競争取引によらずに、当該呼び値の間に取引が成立するものとする。

- 3 バイラテラル方式における呼び値は、価格を指定する呼び値とする。

### **(取引関連事項の届出等)**

第 12 条 FX クリアリング取引参加者は、バイラテラル方式による FX クリアリング取引を行うにあたり、本取引所が定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ本取引所に届け出なければならない。

- (1) 取引の相手方として指定する FX クリアリング取引参加者 (FX 取引参加者にあつては LP 取引参加者、LP 取引参加者にあつては FX 取引参加者を指定する。以下「指定相手方取引参加者」という。)
  - (2) 指定相手方取引参加者ごとに、当該指定相手方取引参加者との間で行うこととする FX クリアリング取引の種類
- 2 FX クリアリング取引参加者は、前項各号に掲げる事項について変更があるときは、本取引所が定めるところにより、あらかじめ本取引所に届け出なければならない。

### **(呼び値)**

第 13 条 FX クリアリング取引参加者は、バイラテラル方式により FX クリアリング取引を成立させようとするときは、参加者端末装置 (取引参加者規程第 48 条第 1 項に定める参加者端末装置をいう。以下同じ。) により呼び値をなすものとする。

- 2 前項の呼び値は、FX クリアリング取引を成立させるため、参加者端末装置から FX クリアリング取引・清算システムに入力されるものとする。
- 3 FX クリアリング取引の呼び値の表示の方法は、FX クリアリング取引の種類ごとに次に定めるものとする。
  - (1) 米ドル・日本円 FX クリアリング取引 一米ドルあたりの日本円相当額 (10,000 分の 1 単位で表示する。)
  - (2) ユーロ・日本円 FX クリアリング取引 一ユーロあたりの日本円相当額 (10,000 分の 1 単位で表示する。)
  - (3) 英ポンド・日本円 FX クリアリング取引 一英ポンドあたりの日本円相当額 (10,000 分の 1 単位で表示する。)
  - (4) 豪ドル・日本円 FX クリアリング取引 一豪ドルあたりの日本円相当額 (10,000 分の 1 単位で表示する。)
  - (5) スイスフラン・日本円 FX クリアリング取引 一スイスフランあたりの日本円相当額 (10,000 分の 1 単位で表示する。)
  - (6) カナダドル・日本円 FX クリアリング取引 一カナダドルあたりの日本円相当額 (10,000

分の1単位で表示する。)

- (7) NZ ドル・日本円 FX クリアリング取引 一 NZ ドルあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (8) 南アランド・日本円 FX クリアリング取引 一南アランドあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (9) トルコリラ・日本円 FX クリアリング取引 一トルコリラあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (10) ノルウェークローネ・日本円 FX クリアリング取引 一ノルウェークローネあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (11) 香港ドル・日本円 FX クリアリング取引 一香港ドルあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (12) スウェーデンクローナ・日本円 FX クリアリング取引 一スウェーデンクローナあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (13) メキシコペソ・日本円 FX クリアリング取引 一メキシコペソあたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (14) シンガポールドル・日本円 FX クリアリング取引 一シンガポールドルあたりの日本円相当額 (100,000 分の1単位で表示する。)
- (15) オフショア中国人民元・日本円 FX クリアリング取引 一オフショア中国人民元あたりの日本円相当額 (10,000 分の1単位で表示する。)
- (16) ユーロ・米ドル FX クリアリング取引 一ユーロあたりの米ドル相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (17) 英ポンド・米ドル FX クリアリング取引 一英ポンドあたりの米ドル相当額 (100,000 分の1単位で表示する。)
- (18) 英ポンド・スイスフラン FX クリアリング取引 一英ポンドあたりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (19) 米ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 一米ドルあたりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (20) 米ドル・カナダドル FX クリアリング取引 一米ドルあたりのカナダドル相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (21) 豪ドル・米ドル FX クリアリング取引 一豪ドルあたりの米ドル相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (22) ユーロ・スイスフラン FX クリアリング取引 一ユーロあたりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (23) ユーロ・英ポンド FX クリアリング取引 一ユーロあたりの英ポンド相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (24) NZ ドル・米ドル FX クリアリング取引 一 NZ ドルあたりの米ドル相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)
- (25) ユーロ・豪ドル FX クリアリング取引 一ユーロあたりの豪ドル相当額 (1,000,000 分の1単位で表示する。)



1 単位で表示する。)

- (26) 英ポンド・豪ドル FX クリアリング取引 一英ポンド当たりの豪ドル相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (27) 豪ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 一豪ドル当たりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (28) 豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引 一豪ドル当たりの NZ ドル相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (29) NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 一 NZ ドル当たりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (30) 豪ドル・カナダドル FX クリアリング取引 一豪ドル当たりのカナダドル相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (31) ユーロ・カナダドル FX クリアリング取引 一ユーロ当たりのカナダドル相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (32) カナダドル・スイスフラン FX クリアリング取引 一カナダドル当たりのスイスフラン相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)
- (33) 米ドル・香港ドル FX クリアリング取引 一米ドル当たりの香港ドル相当額 (1,000,000 分の 1 単位で表示する。)

4 FX クリアリング取引の呼び値の最小変動幅は、FX クリアリング取引の種類ごとに次に定めるものとする。

- (1) 米ドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (2) ユーロ・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (3) 英ポンド・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (4) 豪ドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (5) スイスフラン・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (6) カナダドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (7) NZ ドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (8) 南アランド・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (9) トルコリラ・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (10) ノルウェークローネ・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (11) 香港ドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (12) スウェーデンクローナ・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (13) メキシコペソ・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (14) シンガポールドル・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (15) オフショア中国人民元・日本円 FX クリアリング取引 0.0001
- (16) ユーロ・米ドル FX クリアリング取引 0.000001
- (17) 英ポンド・米ドル FX クリアリング取引 0.000001
- (18) 英ポンド・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001
- (19) 米ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001

- (20) 米ドル・カナダドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (21) 豪ドル・米ドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (22) ユーロ・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001
  - (23) ユーロ・英ポンド FX クリアリング取引 0.000001
  - (24) NZ ドル・米ドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (25) ユーロ・豪ドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (26) 英ポンド・豪ドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (27) 豪ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001
  - (28) 豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (29) NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001
  - (30) 豪ドル・カナダドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (31) ユーロ・カナダドル FX クリアリング取引 0.000001
  - (32) カナダドル・スイスフラン FX クリアリング取引 0.000001
  - (33) 米ドル・香港ドル FX クリアリング取引 0.000001
- 5 FX クリアリング取引の呼び値は、値幅の限度を本取引所が定めたときは、その限度を超えて行うことができない。
- 6 FX クリアリング取引の呼び値は、呼び値に係る数量の限度を本取引所が定めたときは、その限度を超えて行うことができない。
- 7 本取引所は、公正な市場の維持又は取引参加者規程第 15 条第 1 項に定める取引所システムの安定的な稼働の確保に必要な場合その他本取引所が必要であると認める場合には、FX クリアリング取引の呼び値の受付を拒絶することができる。
- 8 この特例に定めるもののほか、バイラテラル方式による FX クリアリング取引の呼び値に関し必要な事項については、本取引所が別に定めるところによるものとする。

#### (取引単位)

第 14 条 FX クリアリング取引の取引単位は、FX クリアリング取引の種類ごとに次に定めるものとする。

- (1) 米ドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 米ドル
- (2) ユーロ・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (3) 英ポンド・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 英ポンド
- (4) 豪ドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 豪ドル
- (5) スイスフラン・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 スイスフラン
- (6) カナダドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 カナダドル
- (7) NZ ドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 NZ ドル
- (8) 南アランド・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 南アランド
- (9) トルコリラ・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 トルコリラ
- (10) ノルウェークローネ・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ノルウェークロー

ネ

- (11) 香港ドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 香港ドル
- (12) スウェーデンクローナ・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 スウェーデンクローナ
- (13) メキシコペソ・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 メキシコペソ
- (14) シンガポールドル・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 シンガポールドル
- (15) オフショア中国人民元・日本円 FX クリアリング取引 元本金額 1,000 オフショア中国人民元
- (16) ユーロ・米ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (17) 英ポンド・米ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 英ポンド
- (18) 英ポンド・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 英ポンド
- (19) 米ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 米ドル
- (20) 米ドル・カナダドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 米ドル
- (21) 豪ドル・米ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 豪ドル
- (22) ユーロ・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (23) ユーロ・英ポンド FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (24) NZ ドル・米ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 NZ ドル
- (25) ユーロ・豪ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (26) 英ポンド・豪ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 英ポンド
- (27) 豪ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 豪ドル
- (28) 豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 豪ドル
- (29) NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 NZ ドル
- (30) 豪ドル・カナダドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 豪ドル
- (31) ユーロ・カナダドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 ユーロ
- (32) カナダドル・スイスフラン FX クリアリング取引 元本金額 1,000 カナダドル
- (33) 米ドル・香港ドル FX クリアリング取引 元本金額 1,000 米ドル

**(約定価格の揭示)**

第 15 条 本取引所は、FX クリアリング取引が成立したとき（規程第 19 条の規定により成立したときを除く。）は、当該 FX クリアリング取引に係る約定価格を本取引所の市場に掲示する。

**(呼び値に係る入力内容の通知等)**

第 16 条 本取引所は、第 13 条第 2 項の呼び値に係る入力となされたときは、直ちに当該呼び値をなした FX クリアリング取引参加者に対して、FX クリアリング取引・清算システムに入力された内容（以下「入力内容」という。）を通知するものとする。

2 FX クリアリング取引参加者は、前項により通知された入力内容について、速やかに確認する

ものとする。

- 3 第1項に定める入力内容の訂正については、本取引所が別に定めるところによるものとする。

#### **(呼び値の付合せ)**

第17条 FX取引参加者の売呼び値とLP取引参加者の買呼び値とが第11条に規定するFXクリアリング取引の成立の条件に合致するとき、又はFX取引参加者の買呼び値とLP取引参加者の売呼び値とが同条に規定するFXクリアリング取引の成立の条件に合致するときは、FXクリアリング取引・清算システムにより付合せを行う。

#### **(FXクリアリング取引の成立内容の通知)**

第18条 本取引所は、FXクリアリング取引が成立したときは、直ちに当該FXクリアリング取引を成立させるために呼び値をなしたFX取引参加者及びLP取引参加者に対して、当該FXクリアリング取引の内容を通知するものとする。

- 2 FX取引参加者及びLP取引参加者は、前項により通知された取引内容について、速やかに確認するものとする。

#### **(建玉整理制度)**

第19条 建玉整理制度とは、FXクリアリング取引の種類ごとに、一取引日の付合せ時間帯終了時に売建玉（以下「LP売建玉」という。）を有するLP取引参加者と、同じく買建玉（以下「LP買建玉」という。）を有するLP取引参加者がそれぞれ1人以上存在するときに、当該LP取引参加者間で、当該LP売建玉を有するLP取引参加者によるLP売建玉を減じるための当該FXクリアリング取引に係る買呼び値とLP買建玉を有するLP取引参加者によるLP買建玉を減じるための当該FXクリアリング取引に係る売呼び値がそれぞれ自動的に行われ、当該買呼び値と当該売呼び値との間に、本取引所が別に定める約定価格により、当該一取引日の付合せ時間帯終了時にさかのぼってFXクリアリング取引が成立する制度をいう。

- 2 前項の建玉整理制度により成立するFXクリアリング取引の数量は、LP取引参加者ごとに本取引所が別に定める数量とする。
- 3 本取引所は、建玉整理制度によりFXクリアリング取引が成立したときは、本取引所が定めるところにより、その約定価格及び取引数量について、当該取引を行ったLP取引参加者に通知する。

## **第5章 FXクリアリング取引参加者の義務等**

### (LP 取引参加者のスワップポイント参考値の提示)

第 20 条 LP 取引参加者は、第 12 条第 1 項の規定に基づき一以上の指定相手方取引参加者との間で取引を行うことを届け出ている FX クリアリング取引の種類（以下、本条及び次条において「対象取引」という。）について、業務方法書第 90 条の 28 に基づき本取引所がスワップポイントを算出するための基礎となる数値（以下「スワップポイント参考値」という。）を、本取引所が別に定める時間帯において、本取引所が指定する方法により提示しなければならない。

2 LP 取引参加者から、対象取引の全部又は一部について、次の各号に掲げる事由によりスワップポイント参考値の提示を中断したい旨の申請があり、本取引所がこれを適当であると認めたときは、当該 LP 取引参加者は、前項の規定にかかわらず、当該スワップポイント参考値の提示を中断することができる。

(1) スワップポイント参考値の提示が法令に抵触するおそれのある場合

(2) 法令、外為法令、商品先物取引法令、これらに相当する外国の法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分（市場デリバティブ取引等又は商品市場における取引に係るものに限る。）、又は本取引所の定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書その他諸規則若しくはこれらに基づく処分を受け本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引が停止若しくは制限された場合

(3) その他スワップポイント参考値の提示が、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのある場合

3 本取引所は、LP 取引参加者において前項各号に掲げる事由が存在すると認めた場合、若しくは本取引所が必要と認めた場合には、当該 LP 取引参加者からの申請によらずに、当該 LP 取引参加者のスワップポイント参考値の提示を中断させることができる。

4 前 2 項の規定によりスワップポイント参考値の提示を中断した LP 取引参加者から、スワップポイント参考値の提示を再開したい旨の申請があり、本取引所がこれを適当であると認めたとき、又は本取引所がスワップポイント参考値の提示を中断させるべき事由が解消されたと認め、その旨を当該 LP 取引参加者に通知したときは、当該 LP 取引参加者は、遅滞なくスワップポイント参考値を提示しなければならない。

### (FX クリアリング取引参加者の禁止行為)

第 21 条 FX クリアリング取引参加者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 実勢から著しく乖離した呼び値の提示

(2) LP 取引参加者にあつては、実勢から著しく乖離したスワップポイント参考値の提示

(3) LP 取引参加者にあつては、LP 取引参加者としての業務を行う上で知り得た情報の漏洩及び当該情報を用いた不適切な取引

**(兼業に係る適切な体制整備)**

第 22 条 FX 取引参加者でありかつ、LP 取引参加者として業務を行う FX クリアリング取引参加者は、本取引所が別に定めるところにより、FX 取引参加者としての業務及び LP 取引参加者としての業務に係る情報管理に関して、利益相反のおそれのある取引その他の不公正取引のおそれのある行為を防止するために必要且つ適切な体制を整備しなければならない。

**第 6 章 転売又は買戻し**

**(転売又は買戻し)**

第 23 条 FX クリアリング取引に係る転売又は買戻しについて必要な事項は、業務方法書第 13 章の 3 に規定するところによる。

**第 7 章 FX クリアリング清算価格等**

**(FX クリアリング清算価格等)**

第 24 条 FX クリアリング清算価格及び FX クリアリング取引に関する金銭の授受等に関し必要な事項については、業務方法書第 13 章の 3 に規定するところによる。

**第 8 章 雑則**

**(取引当事者の表示)**

第 25 条 FX クリアリング取引の当事者の表示は、FX クリアリング取引参加者の商号又は略称をもって行う。

2 FX クリアリング取引参加者の略称は、本取引所がこれを定める。

**(総取引高等の通知等の方法)**

第 26 条 本取引所は、法第 130 条に基づき別表に定める事項について FX クリアリング取引参加者への通知及び公表を行う場合には、取引日ごとに電子情報媒体を通じて行う。ただし、当該電子情報媒体の稼動に支障が生じたときその他本取引所がこれにより行うことが難しい

と認めるときは、書面により行うものとする。

- 2 本取引所は、前項の規定による通知に代えて、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、本取引所が別に定めるものにより、提供することができる。この場合において、本取引所は当該通知内容を通知したものとみなす。

#### **(内閣総理大臣への報告)**

第 27 条 業務規程第 81 条の 2 の規定にかかわらず、本取引所は、法第 131 条に基づく本取引所の FX クリアリング取引市場における相場等の内閣総理大臣への報告は、取引日ごとに電子情報媒体により行う。ただし、当該電子情報媒体の稼動に支障が生じたときその他本取引所が電子情報媒体により報告を行うことが難しいと認めるときは、書面により行うものとする。

#### **(上場廃止等に関する通知)**

第 28 条 本取引所が FX クリアリング取引の上場の廃止又は休止（以下「上場廃止等」という。）を行う場合は、あらかじめ FX クリアリング取引参加者に対し上場廃止等を行う日及び上場廃止等を行う前の最終の取引日（以下「FX クリアリング取引最終日」という。）を通知するものとする。

#### **(上場廃止等に伴う未決済取引の整理)**

第 29 条 本取引所が FX クリアリング取引の上場廃止等を行う場合にあつて、FX クリアリング取引最終日の付合せ時間帯終了時に当該 FX クリアリング取引に係る未決済取引があるときは、本取引所は FX クリアリング取引参加者に対し、当該未決済取引を決済するために本取引所が必要と認める措置を行わせることができる。

- 2 前項の措置により未決済取引を決済する価格は、原則として、FX クリアリング取引最終日における FX クリアリング清算価格とする。

#### **附則**

この特例は、2021 年 4 月 12 日から施行する。

**別表 通知、公表事項（第 26 条関係）**

米ドル・日本円 FX クリアリング取引、ユーロ・日本円 FX クリアリング取引、英ポンド・日本円 FX クリアリング取引、豪ドル・日本円 FX クリアリング取引、スイスフラン・日本円 FX クリアリング取引、カナダドル・日本円 FX クリアリング取引、NZ ドル・日本円 FX クリアリング取引、南アランド・日本円 FX クリアリング取引、トルコリラ・日本円 FX クリアリング取引、ノルウェークローネ・日本円 FX クリアリング取引、香港ドル・日本円 FX クリアリング取引、スウェーデンクローナ・日本円 FX クリアリング取引、メキシコペソ・日本円 FX クリアリング取引、シンガポールドル・日本円 FX クリアリング取引、オフショア中国人民元・日本円 FX クリアリング取引、ユーロ・米ドル FX クリアリング取引、英ポンド・米ドル FX クリアリング取引、英ポンド・スイスフラン FX クリアリング取引、米ドル・スイスフラン FX クリアリング取引、米ドル・カナダドル FX クリアリング取引、豪ドル・米ドル FX クリアリング取引、ユーロ・スイスフラン FX クリアリング取引、ユーロ・英ポンド FX クリアリング取引、NZ ドル・米ドル FX クリアリング取引、ユーロ・豪ドル FX クリアリング取引、英ポンド・豪ドル FX クリアリング取引、豪ドル・スイスフラン FX クリアリング取引、豪ドル・NZ ドル FX クリアリング取引、NZ ドル・スイスフラン FX クリアリング取引、豪ドル・カナダドル FX クリアリング取引、ユーロ・カナダドル FX クリアリング取引、カナダドル・スイスフラン FX クリアリング取引及び米ドル・香港ドル FX クリアリング取引

取引数量、最初、最高、最低及び最終の約定価格、FX クリアリング清算価格、建玉数量、スワップポイント